

金融商品取引法の一部を改正する法律案要綱

一 有価証券届出書及び有価証券報告書の記載事項に係る改正

有価証券届出書及び有価証券報告書の記載事項に、会社の役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、当該会社の代表権を有する者であった者のうち、当該会社の経営に関し相談に応じ又は助言を行う契約を締結していることその他の当該会社の経営に関する蓋然性が高いものとして内閣府令で定める要件に該当する者を含む。）の状況が含まれることを明示すること。

（第5条第1項第2号及び第24条第1項関係）

二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。 （附則第1条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。